

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	被保護者名簿
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	毎月の保護費算定のため ケースワークをより適切に行うための材料として
記録項目	1. 番号 2. 停止サイン 3. 対象外サイン 4. ケース番号 5. 員番 6. ケース番号・員番 7. 氏名漢字 8. 氏名カナ 9. 外国人通称名 10. 性別コード 11. 性別 12. 続柄コード 13. 続柄 14. 年齢 15. 西暦生年月日 16. 生年月日 17. 郵便番号 18. 住所 19. 電話番号 20. 携帯番号 21. 住基郵便番号 22. 住基住所 23. 世帯主氏名漢字 24. 世 帯主氏名カナ 25. 学校コード 26. 学校 27. 学年 28. 入 所施設コード 29. 入所施設 30. 西暦増員日 31. 増員日 32. 増員決裁日 33. 西暦減員日 34. 減員日 35. 減員決 裁日 36. 世帯番号 37. 個人番号 38. 増員理由コード 39. 増員理由 40. 減員理由コード 41. 減員理由 42. 通 称町コード 43. 通称町 44. 西暦開始日 45. 開始日 46. 西暦廃止日 47. 廃止日 48. 西暦停止日 49. 停止日 50. 西暦停止解除日 51. 停止解除日 52. 支給窓口コード 53. 支給窓口 54. 世帯類型コード 55. 世帯類型 56. 労 働類型コード 57. 労働類型 58. 併単コード 59. 併単 60. 格付コード 61. 格付 62. 73条コード 63. 73条 64. 福祉事務所コード 65. 福祉事務所 66. 民生委員コ ード 67. 民生委員 68. 級地コード 69. 級地 70. 在入コ ード 71. 在入 72. 職種コード 73. 職種 74. 国籍コード 75. 国籍 76. 地区コード 77. 地区 78. 担当コード 79. 担当 80. 雇用形態コード 81. 雇用形態 82. 統計職種コ ード 83. 統計職種 84. 統計他法コード 85. 統計他法 86. 開始前医療保険コード 87. 開始前医療保険 88. 西 暦就労開始年月開始後 89. 就労開始年月開始後 90. 就 労開始年月開始後不明区分 91. 介護保険料適用区分 92. 生活費一類額 93. 生活費日用品費 94. 生活費施設

	<p>基準 95.生活費その他 96.生活扶助の有無 97.就労収入月額 98.農業収入月額 99.就労外収入コード1 100.就労外収入額1 101.就労外収入コード2 102.就労外収入額2 103.就労外収入コード3 104.就労外収入額3 105.就労外収入コード4 106.就労外収入額4 107.就労外収入コード5 108.就労外収入額5 109.就労外収入コード6 110.就労外収入額6 111.就労外収入コード7 112.就労外収入額7 113.就労外収入コード8 114.就労外収入額8 115.就労外収入 116.就労外収入名称 117.加算コード1 118.加算コード2 119.加算コード3 120.加算コード4 121.加算コード5 122.加算コード6 123.加算コード7 124.加算コード8 125.加算コード9 126.加算コード10 127.加算 128.社保 129.精神 130.結核 131.基準日 132.要介護状態 133.注意区分 134.受給者番号 135.受給者番号手入力区分 136.保険者番号 137.被保険者番号 138.最終変更日 139.介護保険料加算有無 140.介護保険料控除有無 141.高校就学費有無 142.個人携帯番号 143.母子_区分コード 144.母子_区分 145.母子_経過的加算 146.児童養育_区分コード 147.児童養育_区分 148.児童養育_経過的加算 149.注意対象者連携有無 150.統計障害傷病コード 151.統計障害傷病 152.外国人通称名カナ 153.施設費 154.委託事務費日額 155.入居日数 156.介護データ取込 157.注意対象者選択有無 158.自己情報提供不可選択有無 159.不開示該当選択有無 160.マイナカード受診</p>
記録範囲	生活保護受給者（個人）
記録情報の収集方法	<p>被保護者本人からの申請、申告 生活保護法第29条に基づく調査 実施機関内・他市町村からの情報提供</p>
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	介護保険課、障がい者福祉課、青少年課、こども支援課、保険年金課、収税課、資産税課、学務課
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>名称 狭山市福祉部生活福祉課 所在地 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川 1-23-5</p>

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項 第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考		